

ビタミンM No.58

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成29年3月号)

<今月のトピックス>

- ・平成29年3月より健康保険料率が変わります。
- ・平成29年度国民年金保険料について
- ・平成29年度雇用保険料について
- ・労災認定と健康保険給付について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

平成29年3月より健康保険料率が変わります。

平成29年度の健康保険料率は3月分(4月納付分)より、以下の通り変更となります。なお、介護保険料率については、前号にてご案内の通り4月納付分から1.65%となります。

健康保険料率(協会けんぽ)						介護保険料率	
大阪府	10.13%	兵庫県	10.06%	東京都	9.91%	全国一律	1.65%
京都府	9.99%	奈良県	10.00%	福岡県	10.19%		

平成29年度国民年金保険料について

国民年金保険料は、平成16年の制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度以後その水準は固定されます。実際の保険料額は、国民年金第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定されます。平成29年度、平成30年度は以下の通りとなります。

- ・平成29年度の国民年金保険料額 **16,490円**(平成28年度から230円の引上げ)
- ・平成30年度の国民年金保険料額 **16,340円**(平成28年度から150円の引下げ)

平成29年度雇用保険料について

平成29年度4月1日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下げるための法律案が国会に提出されました。(国会成立後に正式決定される予定です。)

(一般の事業) 労働者負担 **3/1,000**(平成28年度4/1,000) 事業主負担 **6/1,000**(平成28年度7/1,000)

労災認定と健康保険給付について

3ヶ月ほど前にケガをした従業員が、その治療に健康保険を使っていたのですが、先日労災の認定をされました。



①

仕事中や通勤途中で被ったケガは、労災保険の対象となります。

既に健康保険を使用した場合は、全国健康保険協会(協会けんぽ)が負担している医療費(7割)を協会けんぽへ返してから労災保険へ請求する手続きか、又は医療機関において労災保険に切り替える手続きのいずれかを行う必要がありました。



②

従業員が医療費の7割を一旦協会けんぽに返すんですね。一時的とはいえ、大きな負担になりますね。



③

このような場合への対応として、このほど、被災した従業員からの申し出により、労災保険と健康保険との間で調整が行われることで、従業員が協会けんぽへ給付を受けた医療費(7割)を返還することなく、手続きが行えるようになりました。

(平成29年2月1日付通達 基補発0201第1号)



④

手続きは、労災認定を行った労働基準監督署に従業員が申し出をし、労災保険に請求する「療養(補償)給付たる療養の費用」の振込口座を協会けんぽ等保険者の口座に指定することで、労働基準監督署と協会けんぽ等の保険者との間で調整が行われます。また、医療費の自己負担分(3割)についても返還を受けることができます。



⑤

なるほど、新たな手続きが発生するものの、従業員の負担がこれで軽減されることになるわけですね。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました! 「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp



作成日: H29.2.17